

あわらし市上下水道課 宛

給水装置工事事業者指定申請の必要書類確認表

指 定 番 号：

申請事業者名：

事業者
確認欄

- ☐ ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第 1 号）
- ☐ ② 法人の場合・・・登記事項証明書（原本）及び定款
【定款の余白に原本証明（**原本のとおり相違ありません**）と日付・代表者氏名・印】
- ☐ 個人の場合・・・住民票の写し（発行日から 3 か月以内のもの）
- ☐ ③ 事業所の位置図及び写真
- ☐ ④ 工事实績（任意の書式）
- ☐ ⑤ 機械器具調書、写真（指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書別紙）
※写真の横には名称を入れること
- ☐ ⑥ 誓約書（様式第 2 号）
- ☐ ⑦ 給水装置工事主任技術者選任届（様式第 7 号）
- ☐ ⑧ 給水装置工事主任技術者免状または給水装置工事主任技術者証の写し
- ☐ ⑨ あわらし市指定給水工事事業者指定（更新）時確認事項
- ☐ ⑩ （更新の場合）旧指定給水装置工事事業者証（原本）

※提出の際は、番号に沿った順に並べ、事業者確認欄にチェックを入れて提出ください。

※給排水を同時申請する場合、登記事項証明書は一方に原本、他方は写しで可。

※③写真について・・・事業所の外観（看板等が確認できる）・事業所の入り口・
事業所内の様子（作業スペースや事務机が写っている写真）

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

指定給水装置工事事業者指定申請書

年 月 日

あわら市長 様

申請者 氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名



あわら市水道事業給水条例第 8 条第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、あわら市水道事業指定給水装置工事事業者の指定に関する規程第 4 条の規定により次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
ふ り が な 氏 名	ふ り が な 氏 名
事 業 の 範 囲	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(指定給水装置工事事業者指定申請書別紙)

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、あわら市水道事業指定給水装置工事事業者の指定に関する規程第5条第3号に該当する者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

あわら市長 様

様式第 7 号（第 12 条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

年 月 日

あわら市長 様

届出者

あわら市水道事業指定給水装置工事事業者の指定に関する規程第 12 条の規定により、
次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名

あわら市指定給水装置工事事業者指定（更新）時確認事項

【指定の適否に係するものではありません】

年 月 日

郵便番号・住所

氏名または名称

代表者氏名

電話、FAX 番号

指定給水事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表： 可 不可 ）
休業日： 営業日、営業時間： 修繕対応時間：	
漏水等修繕対応の可否	（公表： 可 不可 ）
（該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）	
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕
その他（ ）	
対応工事種別（新設・改造 等）	（公表： 可 不可 ）
（該当部に○をつけて下さい。）	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター	（ 新設・改造 ）
水道メーター ～ 宅内給水装置	（ 新設・改造 ）
その他（連絡先等）	（公表： 可 不可 ）

- ・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・業務内容に変更が生じた場合は、速やかにあわら市にその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の結合、いずれの経験も有しているか (○か×を記入)	資格を保有しているか (○か×を記入)		工事 年度
		保有している資格等※		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）				
可 不可				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた資格や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の取得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。
- ・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。